

重要里地里山保全活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生物多様性保全上重要な里地里山（以下、「重要里地里山」という。）のさまざまな命を育む豊かな自然を次世代へつなぐため、重要里地里山の保全活動に対して行う補助金の交付について、「補助金等の取扱いに関する規則」（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）に規定するものの他、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に定める環境省が選定した重要里地里山において、保全活動に取り組む活動組織（森林所有者、地域住民、自治会等地域の実情に応じて構成された3名以上の団体）とする。

- (1)ナシオン創造の森（国見台1号緑地）
- (2)甲山グリーンエリア
- (3)社家郷山

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）別紙3第1に定める事業であり、且つ国又は兵庫県が補助金の交付の決定（内示を含む）を行った事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領別紙3第4に定める交付単価に基づき算出された経費とする。ただし、事業実施に要した経費の額が交付単価に基づき算出された事業費を下回る場合は、当該事業実施に要した経費を適用する。

(補助率)

第5条 1／4

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、補助金規則第7条の補助金等交付申請書に、同条第1号から第3号までに掲げるものを添えて、提出しなければならない。

(補助金の算定)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(交付の決定)

第8条 補助金の交付の決定は、国又は兵庫県が交付の決定を行った後、速やかに行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金規則第14条の補助事業等実績報告書に、同条第1号に掲げるものを添えて、提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。